



青整企第 210 号
平成23年 1月12日

社団法人青森県建設業協会会長
青森県採石事業協同組合連合会会長 殿

整備企画課長
(公印省略)

捨石の1個の重量の許容量及び荷口の許容差について

捨石の1個の重量の許容量及び荷口の許容差については、下記のとおり取扱うこととしたので、参考までに送付します。

なお、昭和62年3月9日付青工検第273号「捨石に係る石の種類等の取扱いについて」を廃止します。

記

1. 捨石の1個の重量の許容量及び荷口の許容差について

捨石の1個の重量の許容量及び荷口の許容差については次表のとおりとする。

材料名	規格
裏込(目潰)石 5 kg/個~50 kg/個程度	1個の重量の許容量±20% 荷口の許容差 30%
基礎捨石(中詰石) 30 kg/個~200 kg/個程度	1個の重量の許容量±20% 荷口の許容差 30%
基礎捨石(中詰石) 500 kg/個~1,000 kg/個程度	1個の重量の許容量±20% 荷口の許容差 30%
基礎捨石(中詰石) 1,000 kg/個程度	1個の重量の許容量±20% 荷口の許容差 30%
被覆石 200 kg/個~500 kg/個程度	1個の重量の許容量-20%、+100%
被覆石 500 kg/個~1,000 kg/個程度	1個の重量の許容量-20%、+100%
被覆石 1,000 kg/個程度	1個の重量の許容量-20%、+100%

※ 荷口の許容差とは、1個の重量の許容量をはずれる捨石の合計重量と全重量との割合(百分率)をいう。

2. 本通知による取扱いは、平成23年4月1日以降に施工する工事から適用する。

担当
企画・指導調査グループ
TEL 017-734-9644 内線(4247)
FAX 017-734-818

